

新型コロナウイルス感染症への対応方法（簡易版）

	対 応 方 法
★新型コロナウイルス感染症と診断された場合	<p>○入院の必要性等がなければ自宅療養</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症日を 0 日として 7 日かつ症状軽快後 24 時間経過（最短 8 日目に解除） ・無症状の場合は、7 日間が経過（8 日目に解除） <p style="text-align: center;">検体採取から 5 日目の検査で陰性を確認した場合、6 日目に解除</p> <p>○感染したことを伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長へ：最初に症状があった日、仕事上の接触者 ・同居者、行動を共にした人へ：感染の可能性や感染防止の注意 <p>○同居者と部屋・食事を分け、自身で健康観察（体温測定、症状が出ていないか注意）。保健所からの連絡はハイリスク者へのみ。</p> <p>○薬事承認された抗原検査キット*で陽性になった場合は、保健所へ申請する。 （長野市、松本市、長野県以外は、HP で確認）*体外診断用または第一類医薬品</p>
★感染者の濃厚接触者となった場合 （同居者が感染した場合）	<p>○外出自粛＝自宅待機（在宅勤務は可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者と最後に接触した日と、感染予防対策をとった日の、遅い方を 0 日として 5 日間（6 日目に解除） ・無症状で 2、3 日目の抗原検査が陰性なら 3 日目に待機を解除できる場合がある。（適用は個別対応） <p style="text-align: center;">*いずれも 7 日目までは、特に感染防止対策が必要</p> <p>○症状が出ていない次の人には、保健所が PCR 検査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65 歳以上の人・基礎疾患がある人（高血圧、糖尿病等）・妊娠している人
★同居者以外の感染者と接触があった場合	<p>○リスクの状況を確認し、一定期間の自宅待機、在宅勤務、または、他の社員と接しない場所での勤務を検討</p>
☆同居者が感染者と接触した場合 例)子どもの学級で感染者が出た 子どもの友人が感染した	<p>○所属長に、同居者の接触状況を伝える</p> <p>○感染リスクが高いと判断した場合、一定期間自宅待機、在宅勤務、他の社員と接しない場所での勤務を検討</p>
☆同居者に感染を疑わせる症状が出た場合	<p>○出勤せず、所属長に連絡</p> <p>○検査を実施した場合は、結果が出るまで自宅待機</p> <p>○同居者の感染が確定した場合は、濃厚接触者として対応</p>

※★は本人の場合、☆は同居者の場合

感染の可能性が高い接触があった人とは、感染者の発症 2 日前からこれまでに感染者と次の接触があった人をいいます

- ◆感染者とマスクせずに 1m 以内で 15 分以上話した
食事、喫煙時にマスクを外して会話する時間を含む
あごマスク、鼻マスクなど、鼻と口の両方を覆っていない場合には、マスクなしとする。
- ◆感染者と車に同乗した（マスクなしの場合 15 分以上、マスクしている場合 60 分以上）
- ◆適切な感染対策なしに感染者の気道分泌液やそのエアロゾルに触れた・吸い込んだ
- ◆感染者と 3 密状態（密集、密接、密閉）で一緒だった